

H 3 1 . 3 . 3 1

原 議 1 0 年 保 存

群 広 第 5 7 号

平 成 3 0 年 3 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者支援推進委員会等の設置について（通達）

みだしのことについては、犯罪被害者支援推進委員会等の設置について（平成28年7月19日付け群広第221号通達。以下「旧通達」という。）により設置していたが、この度、組織改正に伴い構成員を変更したので、引き続き、実効の上がる犯罪被害者支援を推進されたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第1 犯罪被害者支援推進委員会

1 設置

群馬県警察本部に犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、群馬県警察犯罪被害者支援基本計画について（平成28年11月30日付け群広第321号通達。以下「基本計画」という。）に示す施策について、必要に応じて推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る所要の調整を行う。

3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長及び構成員をもって構成し、委員長は、警務部長、構成員は、群馬県警察の処務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第7号）第42条第1項に規定する企画調整会議の出席者（警務部長を除く。）をもって充てる。

(2) 委員長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を委員会に出席させることができる。

第2 犯罪被害者支援推進幹事会

1 設置

委員会の下部組織として、犯罪被害者支援推進幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 任務

幹事会は、委員会の事務について委員会を補佐するとともに、警察本部各部が所掌する事務に関連した具体的施策の検討及び施策の実施に必要な調整を行う。

なお、基本計画に示す次の項目及び必要と認めた施策については、当該年度終了後速やかに幹事会を開催し、報告・検討を行い、結果を委員会へ報告する。

- (1) 捜査に関する適切な情報提供等 [第2の1の(4)]
- (2) 医療費等の負担軽減 [第2の2の(1)]
- (3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減 [第2の2の(2)]
- (4) 犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 [第2の2の(3)]
- (5) 犯罪被害者給付制度の運用改善 [第2の2の(5)]
- (6) 犯罪被害者支援に携わる者への心理的影響に対する配慮 [第2の4の(4)]
- (7) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携・協力等 [第2の4の(8)]
- (8) 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等 [第2の5の(4)]

3 構成及び運営

- (1) 幹事会は、責任者及び構成員をもって構成する。
- (2) 責任者は警務部広報広聴課長をもって充て、構成員は別表のとおりとする。
- (3) 幹事会の運営は、責任者が必要に応じて招集し、開催する。
- (4) 責任者は、必要があると認める場合は、構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

第3 雑則

1 細目の制定

委員会及び幹事会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び責任者が定めることができる。

2 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部広報広聴課犯罪被害者支援室において行う。